



島根県報

平成22年5月6日（木）

第2,184号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法に規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 地 整 備 課）	3
保安林予定森林（5件）	（森 林 整 備 課）	3

告 示**島根県告示第323号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
玉湯在宅クリニック	松江市玉湯町湯町1583-2	平成22年 4 月 1 日
三笠記念クリニック	邑智郡邑南町上田所39番地 5	平成22年 4 月 1 日
セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成22年 3 月 26 日
メロディ薬局	出雲市上塩冶町1742-8	平成22年 4 月 1 日
ファーマシィ さかえ薬局	大田市仁摩町仁万562-1	平成22年 4 月 1 日

島根県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
原 和彦	はら整骨院	柔道整復	安来市南十神町22-9	平成22年 4 月 5 日

島根県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 慈恵会 伊藤歯科医院	松江市黒田町460-1	平成21年10月 1 日
セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成22年 3 月 26 日
合資会社 タカツヤ伊藤薬局	鹿足郡津和野町後田口231番地	平成22年 3 月 17 日

島根県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	変更年月日

変 更 前	変 更 後		
きさ内科・皮フ科クリニック	医療法人 新誠会 きさ内科 皮フ科クリニック	出雲市平田町7606	平成22年3月11日

島根県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年5月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

堀江 勝幸 益田市高津六丁目2番11号

2 就任年月日

平成22年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

斎藤 清一 益田市美都町山本口677番地4

島根県告示第328号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年5月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市日下町字西谷770続1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第329号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成22年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市河下町字中持1278
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第330号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市掛合町入間1219-2、1220-7
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
掛合町入間1219-2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第331号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町大馬木1092-1、2814
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第332号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年5月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡川本町大字北佐木410-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)